

介護保険料について

平成 23 年 11 月 17 日

発行元 : 行政書士浅井事務所 浅井 順
〒170-0013
豊島区東池袋 1-33-3 池袋ティーハウス 508
Tel 03-6912-8174 Fax 03-6912-8175
e-mail : jun_asai@asai-office.jp
URL : <http://asai-office.jp/>

いつもありがとうございます。浅井順です。

もうすぐ年末ということで、本屋さんには来年度の手帳がたくさん並ぶようになりましたね。

手帳はつけてらっしゃいますか？つけている方はどんなこだわりを持って手帳を作成してますか？

僕は、Googleカレンダー等のPC上でのタスク・スケジュール管理と別に、手帳にも書いてスケジュールを管理しています。どうもPC上だけだと頭にスケジュールが入ってこない時があって、書く作業がある手帳もつけている次第です。

皆さんにも手帳を書く上でのこだわり等ございましたらぜひ教えて下さいね。

ではでは本日は介護保険料についてお伝えしたいと思います。

介護保険料について

1. 保険料の計算方法

65歳以上の保険料 = 市区町村ごとに定められる基準額 × 所得段階ごとの「率」

市区町村全体でどの程度サービスが必要かによって、基準額が決まります。そのうえで、所得段階別に個々人の保険料額が決まります。所得段階の数やその対象となる条件、基準額に乗じる割合は、市区町村ごとに異なります。下表の数値は、標準割合として厚生労働省により示されている数値です。

第1段階 ・生活保護受給者・市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者 基準額×0.5

第2段階 市町村民税世帯非課税であり、かつ、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年80万円以下である者 基準額×0.5~0.75

第3段階 市町村民税世帯非課税 基準額×0.75

第4段階 市町村民税本人非課税 基準額×1

第5段階 市町村民税本人課税 基準額×1.25

第6段階 市町村民税本人課税 基準額×1.5

40歳から64歳までの方

介護保険料は、医療保険の保険料として一括して徴収されます。保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。

・健康保険に加入している場合

保険料は給料に応じて異なります。保険料の半分は事業主が負担します。

・国民健康保険に加入している場合

保険料は所得や資産等に応じて異なります。保険料と同額の国庫負担があります。世帯主が世帯の分をまとめて負担します。

2. 保険料の納め方

保険料の納め方には、年金からの天引き（特別徴収）と、口座振替または納付書による納付（普通徴収）があります。

・老齢・退職年金が年額18万円以上の方

年金からの天引き（特別徴収）。2か月ごとに支払われる年金から、支払いごとに、2か月分保険料が天引きされます。

・老齢・退職年金が年額18万円未満の方

口座振替、納付書による金融機関への納付（普通徴収）市区町村の定めた納期ごとに、送付される納付書により金融機関やコンビニエンスストア等を通じて納めることとなります。口座振替とすることもできるので、納め忘れを防ぐためには口座振替にすると便利です。

最後に

保険料を支払えないときは保険料の支払いを猶予してもらったり、一部または全額免除の制度があります。災害の被災者となってしまったなど特別の理由がある場合は、個々のケースに応じて、一定期間支払いが猶予されたり、保険料の一部もしくは全額が免除されたりします。市区町村窓口にご相談ください。

以上